

【内容】

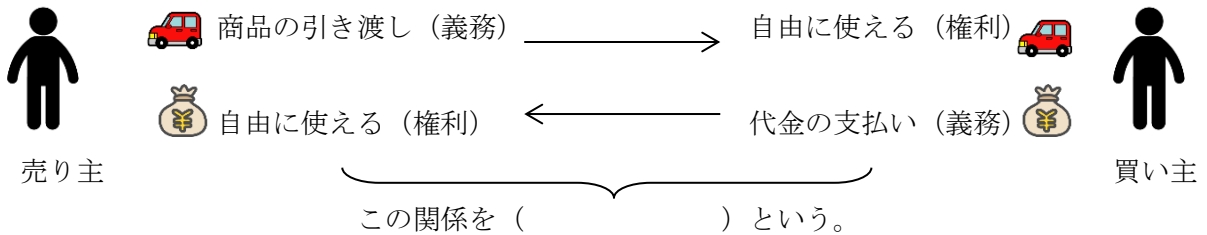
- ・『経済活動と法』の教科書を見ながらプリント内の()を穴埋めしなさい。
- ・p14～p23を参考にしてください。

2章 権利・義務と財産権

1. 権利・義務とその主体

1) 権利と義務

- () …他人にある行為を求めることや自分がある行為をすることが法律上できるとされる資格。
- () …他人に対してある行為をしなければならない、してはならないという法律上の拘束。



「権利は無制限に行使できる？」

- ・()として禁止されている。()に反してはいけない。
社会全体の利益
- ・義務者も責任をもって義務をはたさなければならない。

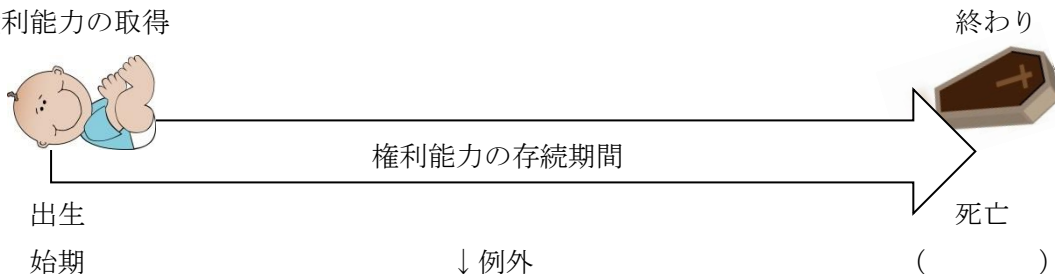
2) 権利・義務の主体

() …権利をもったり、義務を負ったりする者。
その資格を()という。
人はすべて平等。

- ・わたしたち個人個人のことを法律のうえでは()と呼ぶ。
- ・() …会社や協同組合など、法律によって権利・義務の主体として活動することを認められているもの。

3) 自然人の権利能力

権利能力の取得



①胎児



- ・本来は権利能力が()。
- (例外) 父親が自動車事故で死亡→加害者に対して損害賠償を求めることができる。



親の遺産を相続することができる。

※いきて生まれることを条件にすでに()とみなす。

②失踪宣告

ある人の生死不明の状態が一定期間続いたとき、配偶者や相続人などの利害関係人から家庭裁判所に請求して、
 () をしてもらい、その人を死亡したものとみなして扱うことができる制度。

→失踪期間… () 失踪の場合、() 年間
 () 失踪の場合、() 年間

↑船舶の沈没など特別の危難に遭った

・失踪宣告後に本人の生存が確認された場合

→申請によって、() が失踪宣告の取り消しを行う。



4) 自然人の行為能力と制限行為能力者制度

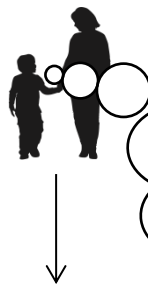
①行為能力と意思能力



権利を得たり、義務を負ったりするなどの法律上の効果を発生させる行為 = ()

法律行為を1人でできる資格 = ()

すべての人に認められていない。
 ※ () 能力との違い。



ぼくたちは
 () がない
 よ。自分の行為の結果を理解し、判断できない。

大丈夫。無効になるから。

判断力が不十分な人が不利な取引をしないように、一定の人々については画一的に行為能力がないものとして保護する制度がある。 = () 制度

- a. 未成年者
- b. 被補助人
- c. 被保佐人
- d. 成年被後見人



②制限行為能力者制度

a. () …結婚をしてない、() 歳未満の人
 () の同意がない法律行為は取り消すことができる。

↑ () ・未成年後見人

単独でできる行為…物をもらう、借金を免除してもらうなどのたんに権利を得たり義務を免れる行為。

旅行の費用というように目的が定まっている財産の処分。

または、() のように目的を定めずに処分を許された財産の処分。

法定代理人が許可した () に関しての行為。

b. () …軽度の精神上的障害により、判断能力が () 人。



本人

()

本人の申し立て・同意により
 (例)預金管理、介護契約、財産の処分など



選任された人

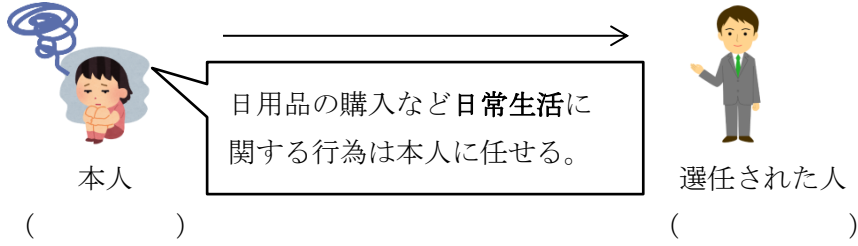
()

←家庭裁判所が補助開始の審判をして
 選任される。

審判により代理権・同意権・取消権が与えられる。

※補助人の同意を欠く特定の法律行為は、補助人・被補助人とも取り消すことができる。

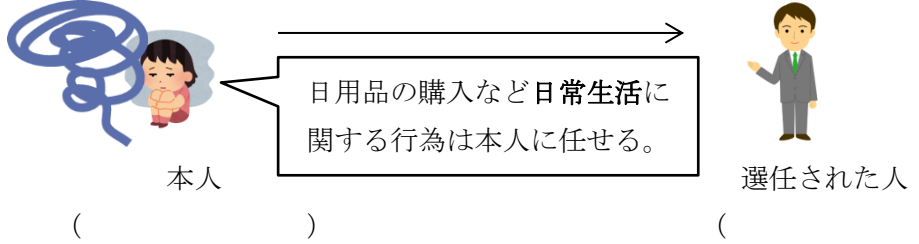
c. () …精神上の障害で判断力が () 不十分な人。



審判により代理権・同意権・取消権が与えられる。

※保佐人の同意を欠く所定の行為は、保佐人・被保佐人とも取り消すことができる。

d. () …精神上の障害によって判断能力を () 常況にある人。



審判により代理権・同意権・取消権が与えられる。

※本人に不利なものと認められるときは、本人または成年後見人が取り消すことができる。

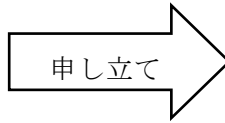
制限行為能力者制度を利用する流れ↓

③ () 制度

現に判断能力の不十分な状態にある本人



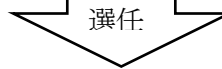
本人や家族



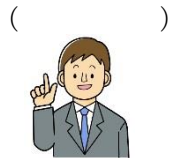
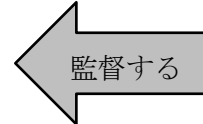
家庭裁判所



選任

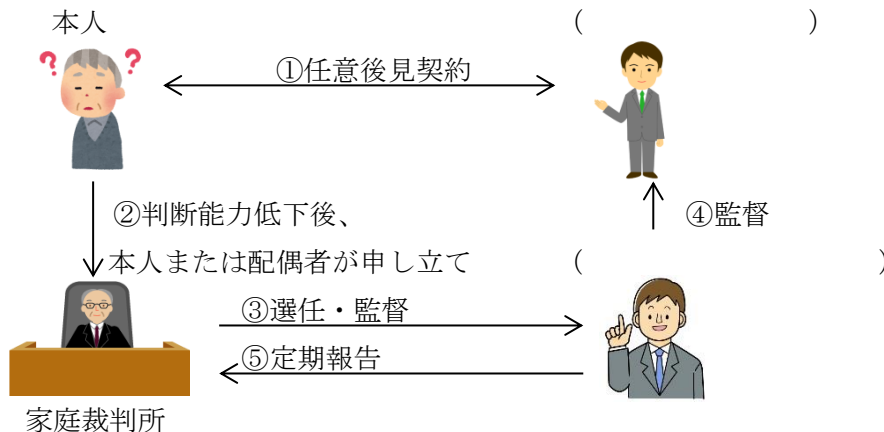


監督する



④ () 制度

() 自分の判断能力が不十分になった場合の後見事務。



⑤制限行為能力者と取引した相手方の保護

- ・1か月以上の期間を定めて、期間内に「その取引を認めるかどうか確答せよ」と（ ）することができる。確答がなければ制限行為能力者側はその取引を認めたことになる。
- ・制限行為能力者が（ ）を用いて取引した場合、その取引は取り消すことができない。

5) 法人

①法人の権利能力・行為能力



- ・（ ）の作成
↑法人の目的や名称など根本規則を定めた書面。
※法人の権利能力、行為能力は定款などに定められた目的の（ ）で権利をもち、義務を負う。
- ・登記
上記の定款の作成や登記など法律に定める手続きを行うことで法人が成立する。

②法人の種類

(a) 社団法人と財団法人

（ ）
一定の目的のために、人々が集まって作った法人。
集まった人を（ ）という。

（ ）
一定の目的のために運用される（ ）を基礎として作った法人。



同窓会やPTAなどの団体を（ ）または人格のない社団という。
※法人と同じように組織が整い、活動をしている団体でも、登記など法人設立に必要な手続きを経ていないために、法律上は法人でないもの。

(b) 一般法人と営利法人

- ・営利を目的としない社団・財団はすべて（ ）という。
 - ・一般法人は、（ ）と（ ）に分けられる。
- 一般法人のうち…
- ・（ ）…学術・科学技術の振興や高齢者の福祉増進、自然環境の保護・整備など一定の公益目的事業を行う法人として行政庁から公益認定を受けるとなることができる。
※特別法に基づくものもある。例えば、宗教法人・学校法人・社会福祉法人・医療法人・NPO法人など。
- これにたいして…
- ・（ ）…営利事業を営み、その剰余金を社員に分配することを目的とする法人。
 - ・営利法人は、すべて社団法人であり、会社法によって設立される（ ）などがこれにあたる。
- このほかにも…
- ・国家や地方公共団体など公法にもとづく（ ）
 - ・民法や一般法人法など司法にもとづく（ ）とする分類もある。

③法人の機関

- ・法人の活動という場合は、法人の内部で一定の地位を占める人や組織の活動が法人の活動となる！
この一定の地位にある人や組織（ ）をという。
- ・法人の機関の種類としては、活動の基本方針を決める（ ）機関、業務を行う（ ）機関、業務執行のうち外部に対して法人を代表する（ ）機関、業務執行や会計を監査する（ ）機関がある。